

魚津市と富山労働局が「雇用対策協定」を締結しました

魚津市と富山労働局が相互に連携し、市が行う雇用に関する施策と、富山労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的として、令和6年1月22日（月）に魚津市と富山労働局が協定を締結しました。



締結日 令和6年1月22日（月）
場所 魚津市役所



吉岡局長（左）と村椿魚津市長

魚津市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、魚津市と富山労働局が相互に連携し、市が行う雇用に関する施策と、富山労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的として締結する。

(実施計画・運営協議会の設置)

第2条 魚津市及び富山労働局は、前条に定める目的を達成するため、具体的な取組やその成果目標を実施計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の実施計画に係る事項は、魚津市及び富山労働局で組織する運営協議会で定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 魚津市長及び富山労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 魚津市長及び富山労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、魚津市及び富山労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、魚津市及び富山労働局が協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、魚津市長及び富山労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年1月22日

魚津市長

村椿晃

富山労働局長

吉岡勝利

魚津市と富山労働局との雇用対策協定

目的

魚津市と富山労働局は、相互に連携し、市が行う雇用に関する施策と、労働局が行う施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的とする。

運営協議会の設置

- 魚津市及び富山労働局で組織する運営協議会を設置して、実施計画を策定する。
- 連携体制を体系化して、統一的・一元的な管理を行う。
- 取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため、相互に必要な要請を行い、誠実に対応する。

目標管理

- KPI(目標値)の設定
- PDCAサイクルによる目標管理

◎ 魚津市と富山労働局が連携して行う重点項目(案)

I. 若者の地元就職支援・UIJターンの促進

学生等の地元就職を支援するとともに、UIJターンを促進

II. 女性の活躍促進

男性の育児休暇取得の促進や女性の働く場の創出、女性のキャリアアップを支援するなど、女性の活躍を促進

III. 人材確保の支援・総合的な雇用対策

人手不足に悩む企業の人材確保を支援するとともに、関係機関等と連携した総合的な雇用対策を推進

IV. 高齢者や障がい者等の雇用促進

働く意欲ある高齢者や障がい者等の雇用の機会を支援し、社会参加と自立を支援

今後のスケジュール(案)

- ・令和6年6月
運営協議会の設置・開催
R6実施計画の策定⇒事業実施
- ・令和7年6月
運営協議会の開催
前年度評価とR7実施計画の策定
⇒事業実施

(以後毎年、前年度事業の評価と実施計画の策定を行う。)